

UCHIDA



特集

生産性アップに 政府も本腰

導入事例

PROCES.Sで手書き伝票から解放！
属人化の解消で、会計業務の解像度アップ
花本建設株式会社さま

コラム

建設業における下請法のポイント

UC+ キンタイ for PROCES.S

勤怠管理は紙からクラウドへ！
工事別に勤怠を管理！



2024年4月から中小企業の「建設業」にも以下の規制が適用されます

原則、時間外労働の上限は月45時間、年360時間以内

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、以下を守らなければなりません。

時間外労働の上限は
年720時間以内

月45時間以上の
時間外労働は
年6回が限度

時間外労働と
休日労働の合計は
2~6か月で
平均80時間以内

時間外労働と
休日労働の合計が
月100時間未満

ただし、災害の復旧・復興の事業を行う場合には、1か月間の時間外労働や休日労働の時間などの規制が適用されません。

時間外労働の 上限規制

に向けた準備は
お済みですか？

お悩み 1

現場作業員の勤務状況が
把握できていない

解決 スマートフォンで打刻

いつでもどこからでも
スマートフォンから打刻でき、
出退勤状況もリアルタイムに
確認が可能です。

お悩み 2

長時間労働を
見過ごしてしまう

解決 超勤アラート

時間外労働の上限規制を超える
予兆があると通知し、
長時間労働の防止を促します。

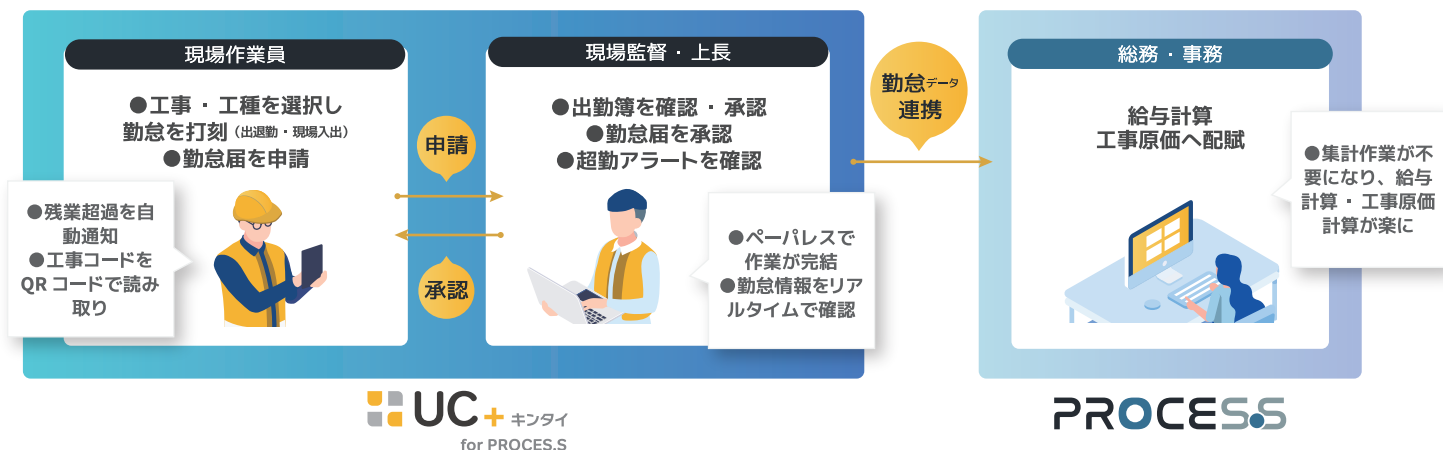
お悩み 3

各工事現場の労働時間や
作業内容も把握したい

解決 工事別労務管理に対応

勤怠と併せて工事別の
労働時間の登録が可能です。
職種別にも登録ができ、
原価管理に反映できます。

利用イメージ





建設ITマガジン

ITの力を建設業の力に

Construction
IT Magazine

Vol. 22

2025.8.1

建設ITマガジンとは

建設ITマガジンは内田洋行ITソリューションズが発行する、建設業界のIT導入事例や建設業界に関連するお役立ち情報、最新の業界動向などを紹介する情報誌です。今後も各分野で活躍する皆様にご協力いただきながら、様々な情報を発信して参ります。Vol.22の特集は、政府が本腰を入れる生産性アップについて日刊建設通信新聞社の服部清二氏に解説いただきます。

Contents

特集

P.2

生産性アップに政府も本腰
省力化投資促進プランを策定

導入事例

P.6

PROCES.Sで手書き伝票から解放！
属人化の解消で、会計業務の解像度アップ
花本建設株式会社さま

コラム

P.8

建設業における下請法のポイント

イベントガイド

P.9

建設業の生産性向上・働き方改革セミナー
～「ムダ」を削減し、時間と利益を生む現場改善術～

生産性アップ

－ 省力化投資促

執筆者

株式会社日刊建設通信新聞社
顧問

服部 清二 氏

Profile 中央大学文学部卒業。設備産業新聞社を経て日刊建設通信新聞社へ。国土庁(現国土交通省)、通産省(現経済産業省)、ゼネコン、建築設備業、設備機器メーカー、鉄鋼メーカー、建設機械メーカーなどの取材を担当。特に建築設備業界の取材歴は20年以上にわたる。その後、中部支社長、編集局長、企画営業総局長、電子メディア局長兼業務総局長を歴任、2019年6月電子メディア局の名称変更に伴い、現在のコミュニケーション・デザイン局長に就任。建設通信新聞「電子版」、「月刊工事の動き」デジタル、講演集や各種パンフレットの作成、協会機関誌の制作、DVD撮影などを行う部署を管轄している。

はじめに －グランドデザイン2025年版決定

政府は6月13日に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の2025年改訂版を閣議決定しました。30年にもわたるデフレーションに伴う「コストカット型経済」から一転、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現するのが目標です。

2024年に達成された33年ぶりの高水準な春闘での賃上げと、過去最高水準の設備投資、600兆円を超える名目国内総生産(GDP)を背景に、賃金の上昇→消費の拡大→投資(国内投資・

に政府も本腰

進プランを策定

イノベーション)→稼ぐ力の向上というサイクルを回し、2029年度までの5年間で、実質賃金1%程度上昇のノルム(社会通念)を定着させる計画となっています。

ここで「ノルム」という聞き慣れない言葉が使われています。政府資料では前述のように「社会通念」と訳されています。元は米国の経済学者アーサー・オーカンが提唱した考えで、長年の経験に基づいて、物価や賃金の上昇率が、人々の間で「当たり前」のように考える水準が形成され、実現していくということを意味します。

何はともあれ「賃上げ」

改訂版では最初に「賃上げこそ成長戦略の要である」と論じています。突如という感じはぬぐえませんが、石破茂総理は2040年度の名目GDPを、2024年度の617兆円から1,000兆円に、平均所得を5割以上増加させることを、参議院選での公約として掲げました。某野党が「手取りを増やす」ことを声高に訴えているのに乗かってしまったという感じがしているのは筆者だけでしょうか。

「GDP増」「所得増」という語感から、実に古い話で恐縮ですが、

1960年7月に発足した池田勇人内閣が、同年12月に閣議決定した「所得倍增計画」が思い出されます。輸出を増加させることで外貨を獲得、これを手段として国内生産を倍増し、道路や港湾、都市計画、下水道、住宅などの社会資本の充実を図り、失業解消、社会保障・社会福祉の向上を図るというものです。目標としたのは実質GDPを10年間で2倍の26兆円(1958年度価格)にし、国民の生活水準を西ヨーロッパ先進国並みに到達させるというものでした。戦後15年と80年という違いはあるとしても、どうやら考えていることは同じような気がしてなりません。

改訂版では、2024年、2025年と続けて5%を上回る大幅な賃上げと、600兆円を超える名目GDPなどは、「30年間の長きにわたるデフレ経済」から完全に脱却する歴史的チャンスを手にかけているとしています。

どうやって稼ぐか

人口減少は、当たり前ですが、労働人口の減少をもたらします。このタイミングで2023年度(建設業、運輸業等は2024年度)から「時間外労働時間」に規制がかかりました。これらによって労働供給力は大きな制約を受けることになります。そうした状況下で、どのように稼ぐ力を付けていくのでしょうか。

改訂版では①投資立国の実現②「スタートアップ育成5か年計画」の強化③科学技術・イノベーション力の強化④人への投資・多様な人材の活躍推進⑤資産運用立国の取組深化⑥地方経済の高度化——の6点を掲げました。わが国のものづくりの強みを生かし、アジアなどの成長市場の活力を取り込み、進化した製造業が「勝ち筋」を追求するとともに、地方においてサービス業等の生産性向上を実現するといった課題を克服するとしています。

どうする中小企業・小規模事業者の賃金アップ

春闘で報道される賃上げ率は、大手企業のもので、中小企業は大手のそれより低く、小規模事業者にとっては大手と同じ率での賃上げは企業の死活問題にもなりかねません。

一方で、わが国の雇用人口の7割は中小企業・小規模事業者が占めています。つまり、この部分の賃上げをきちんとしなければ、政策として不公平ということになってしまいます。こうしたことから、2029年度までの5年間で中小企業・小規模事業者の賃金を向上させるため、集中的に取り組む対策対応を打ち出しています。

この「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」では、施策をパッケージ化して「政策資源を総動員してこれを実行する」と宣言されています。そのために、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等に関し、都道府県・市町村がきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、各種の交付金等を活用して、国としても後押しするとの姿勢を示しました。

ここで挙げられた施策は①生産性向上投資②価格転嫁・取引適正化③事業継承・M&A(企業の合併・買収)④地域で活躍する人材の育成の処遇改善⑤最低賃金の引き上げ——の5点です。最低賃金の引き上げは、石破総理の発言(2020年代に全国平均1,500円)で、明確な数字が報じられました。それに対して小規模事業者からは「とても払える金額ではない」という声が上がったのも記憶に新しいところです。

生産性向上に向けて

5年間60兆円の中小企業・小規模事業者の生産性向上を官民で実現するため、複数年にわたる支援を行うことが明記されました。その際に、全国津々浦々で必要な投資が行われるよう、全国2,000を超える者(全国2,000を超える商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、全国500機関の地域金融機関等)を利用した全国的なサポート体制を構築するほか、特に人手不足が深刻である12業種に対しては、業種別の「省力化投資促進プラン」(業種ごとに、政府が目指す生産性向上目標、目標の実現に資する省力化事例、省力化促進策等をリストアップ)に基づき、官民で省力化投資を推進することとし、施策の継続的な進捗管理と、それも踏まえた内容の充実を図ることとしています。

人手不足が深刻な12業種は下記のとおりです(カッコ内は省力化促進策等)。

▽飲食業(調理ロボット・セルフオーダーシステム)▽宿泊業(自動チェックイン機)▽小売業(POS=販売時点情報管理=レジ・シフト管理)▽生活関連サービス業(理容・美容・クリーニング・冠婚葬祭)(POSレジ・会計管理システム)▽自動車整備業・ビルメンテナンス業(効率的に故障を探知するスキャンツール、清掃ロボット)▽製造業(ロボット、IoT=モノのインターネット=システム)▽運輸業(自動倉庫、無人フォークリフト)▽建設業(遠隔で作業員の状態を管理するウェアラブルカメラ)▽医療(電子カルテ)▽介護・福祉(見守りセンサー等の介護テクノロジー)▽保育(マット型午睡センサー)▽農林水産業(散布用ドローン、養殖向け自動給餌機)▽警備業(追加予定)

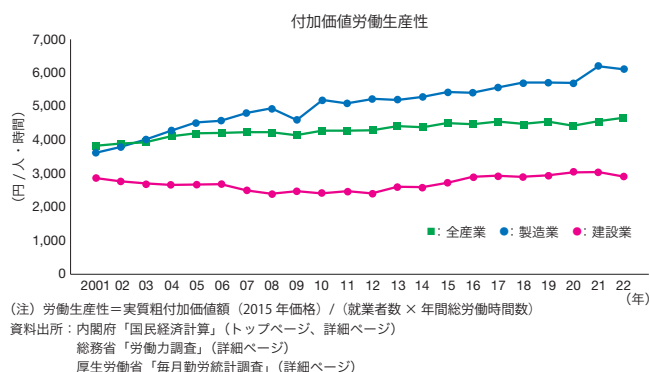
また、生産性向上を推進する人材を確保するための策として「週1副社長」という取り組みを通じ、経営人材の副業・兼業等のマッチングを強化するとしています。

省力化投資促進プラン ー建設業の生産性向上

建設業の生産性は他産業と比べてどうなっているのでしょうか。

国土交通省によると、1990年代以降、製造業などの生産性が一貫して向上したのとは対照的に、建設業の生産性は大幅に低下したとのことです。その理由として、単品受注生産という建設業特有の生産体系であることが指摘されていますが、それと

■図 労働生産性の推移



同時に工事単価の下落といった理由も挙げられています。ただ、日本建設業連合会(日建連)によれば、2012年以降は上昇傾向にあるとはいうものの、製造業だけでなく、全産業に比べても、まだ低い状況です＝図(日建連作成)参照。

こうした実態を踏まえ「促進プラン」では、「将来的な人手不足が懸念される建設業において、他産業と比較し低水準にある労働生産性の向上は必須の課題」であり、ICT（Information and Communication Technology）活用の取り組み状況にばらつきが見られ、特に中小規模の建設業者のICT活用を推進していく必要があると論じています。

プランでは上記のような実態を把握した上で深掘りし、「多面的な促進策」「サポート体制の整備・周知広報」「目標、KPI、スケジュール」の3本柱を建てて遂行していくとしています。

この中で出てくる「KPI」というのは「重要業績評価指標(Key Performance Indicator)」のことで、目標を達成するための過程が適切に実行されているか、その達成度合いを計測し、結果を評価するための指標です。

3本柱の内容は次のとおりです。

＊多面的な促進策

- ・建設業者が活用可能な補助金等の周知やICT活用の優良事例の横展開をすることにより、建設業のICT活用を普及促進。
- ・2024年6月、建設業法等を改正し、公共事業における施工体制台帳提出義務化の合理化や技術者の専任義務の合理化等、各種規制・制度を大幅に見直すとともに、建設現場におけるICT活用のガイドラインとなる「指針」を作成し業界に周知。
- ・今後はICT活用に関する広報の強化や、2024年度補正予算等を活用したICT導入の支援を実施。

＊サポート体制の整備・周知広報

- ・政府においては、関係機関と連携し、建設業におけるICT活用を積極的に促進するための各種施策を実施。
- ・自治体においては、建設業者に対するICT活用に関する指導・助言等により、建設業者の理解増進及びスキル向上を図る。
- ・関係団体においては、政府・地方自治体による施策を活用し、積極的にICTを活用するとともに、現場ニーズを整理・集約。

＊目標、KPI、スケジュール

- ・2029年度までに建設業における年間実労働時間を全産業平均

並みにするKPIを達成し、実質労働生産性目標については2024年度比9%増を目指す。

建設業は2つに分ける

建設業は製造業など異なる点があります。それは「労務・契約などのバックオフィス業務」と「現場業務」の2つに分けて省力化を考える必要があるという点です。プラン策定に当たっては、それらの業務を整理することが求められました。

その結果、労務・契約などのバックオフィス業務に関しては「何らかのITツールが導入されている」一方で「元請ごとに使用するシステムが異なり、また、システム間での情報連携が進んでいないことから、下請会社は同じ内容の情報を何度も入力する必要がある、それが負担になっている」ことが明らかにされました。入札手続き関係の電子化は市町村の取り組みに課題があること、現場業務については、ウェアラブルカメラなどの比較的導入が容易なICTの活用は進んでいるものの、UAV（無人航空機）測量、ICT建機、BIM/CIMの活用は、一部の先進的工事のみに留まるとの現状分析結果が示されました。

同時に、各業務の省力化に際しては、発注者と元請間、元請と下請間、下請と下請の間で直面している課題が異なることにも留意して対策を進める必要があるとしています。

政府、自治体、関係団体が 一丸でサポート

省力化投資の促進によって2029年度の実質労働生産性目標を2024年度比で9%増、この目標に向けて建設業者が省力化投資を進めることで削減が想定される実労働時間をKPIでは全産業平均並み、説明会における省力化投資支援施策の周知を年間10件(2029年度までに50件)とすることとしています。

このほか、政府や自治体、関係団体の役割についても、例えば「中小企業省力化投資補助金の対象製品拡大に向け、カタログ申請に係る支援を行うほか、ホームページ刷新により建設業者が活用できる補助金・助成制度を分かりやすく解説」（政府）、「公共工事の発注者として、ICT活用を積極的に進めるとともに、業者に対するICT活用に関する指導・助言・援助等を行うことで、建設業者の理解の増進、スキル向上を図る」（自治体）、「ICT活用のニーズや課題について、現場の声を収集し、政府に伝える」（関係団体）というように、それぞれの立場から「すべきこと」を打ち出しました。

国土交通省では新しい建設業政策の方向性を議論するための勉強会もスタートさせました。建設業を取り巻く新しい環境を踏まえた、これからの建設業経営のあり方を模索することになると考えられます。他の産業に引けを取らない、スマートな建設産業確立に向けて、胎動し始めたということでしょう。今後の建設業界の対応が注目されます。

花本建設株式会社さま

PROCES.Sで手書き伝票から解放!

属人化の解消で、会計業務の解像度アップ

PROFILE

花本建設株式会社  花本建設株式会社

設立	1959年
資本金	4,500万円
社員数	95名
本社	北海道旭川市7条通15丁目右6号
ウェブサイト	https://hanamoto.co.jp/

花本建設株式会社は1950年に創業し、1959年に法人化。企業理念として「信頼」「創造」「挑戦」「感謝」「奉仕」を掲げ、「快適な市民生活を支える」という信念のもと、土木や舗装などの公共工事、外構やエクステリアを含む住宅工事を主軸に実績を重ねてきた。

また、創業者の「農業に精通する会社であるべき」との思いを受け継ぎ、農業土木を得意とする。1996年、資源リサイクル部を立ち上げ、産業廃棄物中間処理事業を開始。廃材を利用して有機肥料「ミミズッチ」を開発。商品の実証試験として無農薬野菜の栽培を続ける。2014年にはISO14001を取得し、環境負荷の軽減やごみの減量化に取り組んでいる。それが評価され、2015年には「循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰」を受賞した。



愛別地区 中愛別41農区外区画整理工事



岩沼地区農地災害復旧及び区画整理(その3)工事



一般国道12号旭川市春志内トンネル舗装修繕工事



一般国道39号旭川市大雪通6丁目交差点改良工事



有機肥料ミミズッチ



総務部のご様子

花本建設株式会社は、10年ほど前までオフコンの会計システムを使用していました。課題は、法改正ごとにかかる改修費用。また、仕訳伝票を手書きで起票してから会計システムに打ち込むという方法をとっていたため、業務の効率化とミスの防止も懸案事項でした。こうした課題の解決のために、同社は内田洋行ITソリューションズ(以下、ITS)の建設業ERPシステム「PROCES.S」を導入。日々の仕訳の省力化と属人化解消に成功し、総務部全員が会計に強くなり、有給休暇を取得しやすくなったといった副次効果も現れました。2024年には「UC+(ユクタス)ケイヤク」を連携させ、今後は「UC+キンタイ」も導入し、全社のデジタル化、DX化を推進していく予定です。

導入前の課題

オフコンを使用していたが、法改正のたびにシステム改修の費用がかかる
手書き伝票から会計システムに入力するため、作業時間がかかり、ミスも多い
さまざま基幹業務ソフトを併用していたため、会計の全体像が把握しづらい

導入後の効果

法改正に対応しているから改修費用がかからない
業務の効率化が図れ、ミスも減った
会計処理の一元化により、属人性が解消されて会計全体の解像度が上がった

法改正ごとに会計システムの改修費用がかさんでいた

—PROCES.S導入の背景を教えてください。

PROCES.Sを導入したのは今から10年ほど前の2014年です。それ以前は、当社用に開発されたオフコンの会計システムを使用していました。手書きで仕訳伝票を起票してから入力するという手順を踏んでいたため、作業時間がかかるうえにミスが出てしまいます。また、会計年度をまたぐデータは見られないという不便

さがありました。そして何より、法改正のたびに会計システムを更新しなければならず、改修費用がかさんでいました。

2008年ごろからITSの営業担当者が当社に顔を出してくれるようになり、私の前任者がいろいろと話を聞くうちにPROCES.Sに興味を持ったようです。デモンストレーションを交えながら詳しく説明していただき、導入を決めました。

ITSのこまやかな対応とカスタマイズの柔軟さが導入の決め手に

—PROCES.Sを選んだ決め手は何でしたか？

決め手の一つは、ITS営業担当者への信頼感だったと思います。初めての来訪から5年くらい、年に数回は立ち寄ってくれて、当社の会計処理の困りごとに耳を傾け、改善策を提案してくれました。そのやりとりを重ねるなかで、PROCES.Sなら業務の効率化がはかれると判断したのです。

もう一つの決め手は、PROCES.Sのカスタマイズ性です。従来の会計システムにはあって、PROCES.Sには標準搭載されていない項目がありました。それが、工事原価明細表の費目。「労務費」「外注費」「材料費」「その他」に分類できるのですが、当社では

「通信費」「事務用品費」など20費目ほどに分類していました。これらを「その他」としてまとめてしまうと不便なので、カスタマイズしていただきました。

そして、オリジナルの発注者別一覧表も作ってもらいました。当社は公共工事が多く、発注者は官公庁になります。その発注者ごとに工事一つひとつの入金状況が一覧できるようにしたかったのです。

こうした帳票類をカスタマイズするだけで、当社の記帳ルールを変更する必要がなかったため、PROCES.S導入による混乱はありませんでした。

PROCES.SにUC+を連携させ、全社でデジタル化が加速

—実際にPROCES.Sの運用を始められて感じたことや、得られた成果について教えてください。

運用開始後のトラブルはありませんでした。手書きの仕訳伝票を使用していた当社にとって、PROCES.Sはあまりに画期的で、会計処理がスムーズになったという記憶しかないですね。

強いて挙げるなら、会計年度末の配賦処理にはちょっと苦戦しました。もっともPROCES.Sに問題があったわけではなく、私が操作に不慣れだったからです。不安になってITSのSEにアドバイスをもらいながら配賦処理を進めた記憶があります。その前年度までは、何百枚という配賦処理伝票を手書きしていたので、それがシステム上でできるようになり、本当にありがたかったです。手一杯だった決算期が穏やかになりました。

最大の成果は、総務部の全員が仕訳をはじめ会計に強くなったこと。PROCES.S導入前は、例えば、労賃の担当者は労賃管理システムだけ、原価管理の担当者は原価管理システムだけを扱っていました。そのため、自分の業務以外はあまりよくわからなかったのです。いまは、労賃や原価管理など全ての基幹業務をPROCES.Sに一本化し、データを共有できたので、会計の全体像が見えてきて、それぞれの仕事の精度が上がったと感じます。し

かも、業務の属人化が解消され、有給休暇も取りやすくなりました。

—ITSの担当者には、どのような印象をお持ちですか？

PROCES.S導入以来、営業担当者にはいろいろとサポートしていただいています。困りごとの相談に乗ってもらえるだけでなく、便利な機能を教えてくれることも。よく使用する仕訳を登録しておく、毎月入力する手間を省ける「お気に入り登録」は、総務部一同に好評です。

PROCES.Sを操作していてわからないことがあると、担当のSEに助けを求めるのですが、すぐに対処して下さり、ありがたいです。不在のときにも、当社をよく知る別の担当者が的確な指示やアドバイスをくださるので助かっています。

—今後、PROCES.Sをどのように活用していきたいですか？

去年、PROCES.Sに「UC+（ユクタス）ケイヤク」を連携させ、ほとんどの取引を電子契約に切り替えました。おかげで印紙税のコスト削減になっています。今後、「UC+（ユクタス）キンタイ」を導入して、勤怠管理もクラウド化する予定です。

ITSのおかげで総務部のデジタル化がかなり進んできたので、いよいよ土木部のデジタル化にも着手しようと考えています。

01 はじめに

近年、原材料費やエネルギーコストの上昇に伴い、親事業者が下請事業者への価格転嫁を適切に行わない事例が発生しており、これを背景に下請法の改正に向けた動きが活発化しています。こうした流れを受けて、日本建設業連合会でも「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」を2025年3月に3度目の改定を行いました。

今回は下請企業の保護を目的とした「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」について解説したいと思います。

02 「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた 自主行動計画」とは

「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」とは、親事業者と下請事業者との間の公正な取引を促進し、下請事業者の権利を保護するために、各業界団体が自主的に策定・実行する計画のことです。

この計画は、下請代金支払遅延等防止法(下請法)などの法令遵守を徹底するとともに、以下の内容を含む幅広い取り組みを推進することを目的としています。

- ・下請取引の適正化
- ・下請代金の適正な決定と支払い
- ・不当な減額や支払遅延の防止
- ・適正なコスト負担
- ・書面による契約の徹底
- ・適正な受注活動の推進
- ・発注者からの適正な請負契約の受注
- ・不当な廉価受注の防止
- ・透明性の高い見積もりと契約
- ・働き方改革への協力
- ・労務費、原材料費、エネルギー価格等のコスト増加した場合の価格転嫁
- ・約束手形の2026年利用廃止に向けての取り組み
- ・電子受発注システムの導入

この計画は、各業界の特性や課題を踏まえて、業界団体ごとに自主的に策定・実行されるものであり、その内容は業界によって異なります。

03 建設業の「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」

内閣府の景気ウォッチャー調査によれば、景気は緩やかな回復基調にあると見られていますが、経済の好循環を中小企業にも波及させていくためには、下請企業の取引条件の改善が必要とされています。こうした背景のもと、建設業界では主要団体である日本建設業連合会に対し、下請取引の適正化に向けた自主行動計画の策定が要請され、同会は2024年3月に本計画の改定を行っています。

具体的には、下請業者の適正な保護と、受注活動の透明性確保を目指して、以下のポイントが重要視されています。

(1) 適正な取引条件の確保：元請負人と下請負人の間で適正な契約を締結し、不当な取引条件や一方的な契約変更を避けることが求められます。特に、労務費や材料費などの適切な転嫁が確保されるようにします。通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金としないことや、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示(指値)して発注する指値発注をしないことを徹底すると強調されています。

(2) 透明性の確保：受注活動において、発注者からの指示や価格設定について十分な説明を行い、透明性を保つことが重要です。また、価格交渉においては、公正な基準に基づいて行うことが求められます。施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的な請負代金、工期とするため、見積依頼は具体的な条件を提示の上、書面にて行うこととされています。

(3) 適正な受注活動の実施：過度なコスト削減を求めるような不適切な受注活動を防ぎます。例えば、過度な値引きや無理な納期設定は避け、業務が円滑に進むようにすることが求められます。

(4) 下請負人の労働環境の改善：下請業者の労働環境を改善するため、長時間労働の抑制や適正な賃金の支払いが促進されるべきです。また、働き方改革に向けた支援が行われ、業界全体での労働環境の向上が図られ、工期を見積もる際に、適切な休日確保についても考慮する必要があります。

(5) 下請代金支払の適正化：下請代金の支払いはできるだけ手形を使用せず、現金比率を高めることとされています。また、手形を利用する場合の回収期間については60日以内とするよう努めることが求

められます。さらに、正当な理由なく長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことがないように留意する必要があります。

04 取引適正化に向けた取組み

前項のような行動計画も実効性がなければ実態の改善にはなりません。そこで中小企業庁では、取引調査員(下請 G メン)による調査を行っています。秘密保持を前提として、下請中小企業等を訪問し、実態についてヒアリングを行うものです。

過去には、

- ・「発注予定額の〇〇%」など合理性のない引き下げを要請される。
- ・光熱費、原材料費などの値上げを申請すると、「他社はどこも言っていない」「貴社だけです」などと否定的な対応を受ける。
- ・金型の返却や保管料負担の話をするが、発注者側に一切対応してもらえない。
- ・手形での支払いによって下請代金の受け取りまでに数ヶ月を要し、資金繰りが厳しくなる。

といったヒアリング結果があり、改善に向けた基準改正が行われてきました。

05 おわりに

昨今の原材料費の高騰や人件費の高騰により、最終消費者への価格転嫁が進んでいますが、価格転嫁しきれない部分について下請企業へしわ寄せがいつてしまう事例はまだ存在します。発注者側も受注社側も業界の行動計画の改正等を確認の上、自社の取引内容や労働状況が基準に照らし合わせて、適切な行動が取られているかを再確認いただくと良いかと思います。

執筆者

RSM汐留パートナーズ株式会社
代表取締役社長CEO
公認会計士(日米)・税理士

前川 研吾 氏



Profile 1981年北海道釧路市生まれ。新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)監査部門にて製造業、小売業、情報サービス産業等の上場会社を中心とした法定監査に従事。また、同法人公開業務部門にて株式公開準備会社を中心としたクライアントに対する、IPO支援、M&A関連支援、デュエテリジェンス等のFAS業務に数多く従事。2008年に汐留パートナーズグループを設立、代表取締役社長に就任。2009年グループCEOに就任し、公認会計士・税理士・弁護士・社会保険労務士等のプロフェッショナル集団を統括。公認会計士(日本/米国)・税理士・行政書士。北海道大学経済学部卒業、慶応義塾大学大学院経営管理研究科(EMBA)修了。

EVENT GUIDE

形式
Webセミナー

日程
9月中旬開催予定

※メルマガにて最新情報を配信しています。ぜひご登録ください。

URL
<https://process.uchida-it.co.jp/itnavi/mailmag/>



建設業の生産性向上・働き方改革セミナー ～「ムダ」を削減し、時間と利益を生む現場改善術～

こんな方におすすめ！

- ・残業や休日出勤を減らしたい
- ・ITやツールで日報・進捗・工程を管理したい
- ・チームの「動き」や「連携」にムダがある
- ・生産性と安全性を両立させたい

ムダをなくせば、もっと現場は回る。「残業を前提としない現場運営」の第一歩を一緒に踏み出しましょう！

企画・編集

株式会社内田洋行ITソリューションズ
デジタルマーケティング部

制作・デザイン

株式会社デジタル・アド・サービス

株式会社内田洋行ITソリューションズ
〒135-0034
東京都江東区永代1丁目14-5 永代ダイヤビルディング
TEL:03-6773-7538
<https://process.uchida-it.co.jp/solution/>

禁転写転載

建設ITマガジン

ITの力を建設業の為に

Construction
IT Magazine
Vol. 22
2020.8.1

編集後記

勤続10年のリフレッシュ休暇を目前にバタバタの毎日ですが、10年に一度しかない機会なので、普段できないことをしたいなと、思案中です。一番のビッグイベントは、息子の高校野球の大会を全試合観戦することなので敗退するまで、旅の予定も入れられず。家族は仕事や学校がある為、急な一人旅となりそうです。①地元(北海道)に帰る。②近場の軽井沢で自然に癒される。③日帰りで小分けにぶらり旅。どれも魅力的ですが、とにかくリフレッシュして帰って来ようと思います。(F.I)